

# 南魚沼市ハッピー・パートナー企業支援事業

【問合せ・申込み】 企画政策課 ☎773・6672

市内企業のハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）への登録を奨励し、男女共同参画を推進しています。すべての従業員が活躍できる職場環境づくりに取り組む市内のハッピー・パートナー企業の支援として、次の補助金と奨励金を予算の範囲内で交付します。

## 南魚沼市ハッピー・パートナー企業職場環境整備補助金

事業名	職場環境整備事業	就業規則整備事業
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育てがしやすい職場への環境改善に要する費用</li> <li>女性就業に必要な専用施設の整備費用</li> <li>女性の福利厚生に資する設備・備品の整備費用</li> </ul>	働きやすい職場にするために就業規則を改正するための費用
支援の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>キッズルームの整備</li> <li>テレワーク環境整備</li> <li>女性用のトイレ、更衣室、休憩室の整備</li> <li>子育てに関するセミナーの開催 など</li> </ul>	就業規則改正のための委託費用
補助額	整備に要する費用の1/2（上限30万円）	整備に要する費用の1/2（上限5万円）
補助対象	次の①～③のすべてを満たす企業 ①南魚沼市内に本社がある ②ハッピー・パートナー企業に登録している ③市税の滞納がない	

## 南魚沼市男性の育児休業取得促進奨励金

令和5年度から市外在住の男性も交付の対象とし、交付の対象となる育児休業を子が2歳になるまでのものに拡大しました。

支援内容	市内のハッピー・パートナー企業に勤務する男性が育児休業を取得した場合に、その企業と男性に奨励金を交付	
奨励金額	企業：3万円	男性労働者：3万円
交付対象	次の①～⑥のすべてを満たす企業 ①南魚沼市内に本社がある ②ハッピー・パートナー企業に登録している ③雇用保険の適用事業主である ④就業規則や労働協約などで育児休業制度を設けている ⑤市内の事業所に勤務する男性に、養育する2歳未満の子のために連続する14日以上育児休業を取得させ、職場復帰後1か月以上勤務している ⑥市税の滞納がない	次の①～④のすべてを満たす男性 ①雇用保険の被保険者として雇用されている ②常勤の国家公務員や地方公務員ではない ③左記の事業所に勤務する男性で、養育する2歳未満の子のために連続する14日以上育児休業を取得し、職場復帰後1か月以上勤務している ④市区町村税の滞納がない
申請期間	職場復帰後1か月を経過した日から起算して、1か月以内（当該年度内に申請してください）	

**受付期間** 随時（予算の上限に達し次第、募集を終了します）

**申請窓口** 企画政策課

※申請書類は、企画政策課で配布（市ウェブサイトからダウンロードも可。「南魚沼市ハッピー・パートナー企業支援事業」で検索）